

第2回 石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会 議事概要

日時：平成26年11月25日（火）14:00～15:00

場所：石狩市花川南コミュニティセンター 2階多目的ホール

1. 開会

2. 議事（協議内容）

1) 資料説明

事務局より資料説明。

2) 協議（委員質問・意見及び事務局回答）

- ・「3. 公募要件（1）必須事項②安全性の確保」に記載の建築確認申請について、経済産業省より、発電用風力設備における建築基準法から電気事業法へ審査を一本化する、といった動きがあったと記憶しているが、現状どうなっているか。
→ご指摘のとおり、法が改正され一本化されていることから、風力発電の建築に係る手続きは、経済産業省で対応されると把握している。
- ・「5. 応募資格」について、（1）で実績を有する、もしくは実績を作りつつあるといったことが要件となっているが、資金力・企画力・技術力・経営能力といったものについても要件に盛り込んで如何か。また、マニュアルでは火災保険の加入について記載があるが、そこは不要と考えているのか。
→保険については、より広い対応が可能となることを考え、損害保険の加入ということで盛り込んでいる。資金力等については、持ち帰り検討したい。
- ・「7. 審査方法等」に記載の、必須項目の船舶航行安全への影響と、任意項目の水域利用の安全性に係る検討について、必須項目では特段の定めはないが、任意項目では第三者機関による調査、検討等という記載がある。必須項目についても第三者機関が必要であると考えるが、如何か。
→当要項は、国のマニュアルに沿って作成しており、そのマニュアルでも第三者機関は任意項目の扱いとなっている。必須項目として航行安全について検討し、さらに特別な検討をする場合は第三者機関を設ける扱いとなっていることから、本要項でも第三者機関については任意項目にのみ謳っている。
- ・「7. 審査方法等」の系統連系に記載の地域電力会社との協議状況については、電力会社から事業決定していない時点での協議は中々難しいという話を聞いているが、提案書に記載される協議状況についてはどのように評価するのか。また、協議内容については電力会社へ確認を行うのか。
→評価については、審査基準をどのようにするかということになってくるが、電力会社との協議内容について提案時点では、どのような状況となっているかを確認するに留まる可能性がある。提案書記載の協議内容については、電力会社へ確認する予定であるが、その協議内容を回答いただけるかは今後電力会社と協議していく。

※以下の質問・意見については、事務局にて持ち帰り検討を行う。

- ・使用方法が統一されていない文言があるので、統一すべき。
- ・項目立ての順序、また項目自体の要・不要について精査すべき。
- ・「2. 募集概要（10） 占用許可の取消」について、管理者が取消す旨の文言を追記しては如何か。
- ・「3. 公募要件（1） 必須事項④地域における社会受容性への配慮」について、港湾区域の後背地には多数の企業が立地しているという新港地域の特殊性を鑑み、地域企業に関する記載を追加しては如何か。
- ・「3. 公募要件（2） 任意事項⑤地域経済及び地域活性化への貢献」の例示部分について、「7. 審査方法等（2） 審査基準」の記載同様、地元企業の活用提案について記載しては如何か。
- ・「5. 応募資格（2）」⑤記載の暴力団関係について、マニュアルではこの要項より踏み込んだ内容の記載があることから、要項でももう少し具体的に記載しては如何か。
- ・「7. 審査方法等（2） 審査基準」の確実な事業実施体制の確保について、応募については連合体での応募も可能であることを鑑み、応募者の構成と役割分担に関する項目を追加しては如何か。
- ・「13. 再公募」について、事業者が現れない限りは公募を続けていくのか。
- ・「14. その他」について、定めのない事項は別途協議するとあるが、定めのない事項については管理者が別途定める、とすべきではないか。

3. その他

4. 閉会